

行政書士ADRセンター東京

平成 21 年 9 月 18 日

行政書士ADRセンター東京

センター長 伊藤 浩

著作権は本人に帰属する

【1】

平成 21 年 5 月 25 日 ADR 機関認証を取得（第 30 号）

（現在機関認証を取得しているのは現在 40 機関）

行政書士会としては初めての機関認証

【2】

特徴

1, 対話促進型調停

当事者の対話を通して解決する手法

2, 4つの専門分野

外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

自転車事故に関する紛争

愛護動物に関する紛争

居住用賃貸借物件に関する敷金返還・原状回復に関する紛争

3, 処理期間

処理は受付順で、調停 3 回程度を想定（2 か月程度）

4, 費用

申込手数料 3,600 円

期日手数料 3,600 円

【3】

構成員

センター長、次長 各1名
運営委員（弁護士3名を含む） 10名

手続管理委員 21名

調停人候補者 のべ 41名（実数22名）

第1号（外国人） 10名

第2号（自転車） 10名

第3号（動物） 10名

第4号（敷金） 11名

【4】

受案件数

（H21, 5, 25～9, 17）

	相談	受付	受理
外国人	0	0	0
自転車	3	1	0
ペット	11	0	0
敷金・原状回復	3	1	1
合計	17	2	1

【5】

敷金に関するトラブル

敷金の返還に関するトラブル

費用負担

費用

【6】

センターの判断基準は「ガイドライン」

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(改訂版)」
国交省ガイドライン
「東京都賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」
東京都ガイドライン

【7】

これからのセンターの展望として(研究課題)

取扱範囲の拡大

- ・更新に関するトラブル
- ・家賃に関するトラブル(家賃滞納を含む)
- ・定期借家権に関するトラブル

- ・造作等施設に関するトラブル
- ・契約に関するトラブル

【 8 】

要望

解決を図るための法令（あるいはガイドライン）を整備してほしい

解決の指針（基準）

行政書士 ADRセンター東京の ご案内



ADR

Alternative Dispute Resolution

I

外国人の職場環境・
教育環境に関する紛争

II

自転車事故に関する紛争

III

愛護動物(ペットその他の動物)に
関する紛争

IV

居住用賃貸借物件に関する敷金返還
または原状回復に関する紛争



話し合いによるトラブル解決を
サポートします。

1 ADRとは？

ADR（裁判外紛争解決手続）とは、「訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」（「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第1条）とされており、仲裁手続、調停手続その他の手続がこれにあたります。

2 調停手続の実施

行政書士ADRセンター東京においては、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の規定に基づき、法務大臣の認証を取得して民間紛争解決手続を行います。当センターにおいて行う民間紛争解決手続は、調停手続となります。

調停手続とは、中立で公正な調停人が当事者の間に入り、双方の言い分を十分に聴いた上で、お互いに納得できる解決策を一緒に考え、問題の解決に必要な合意を形成する手続ということができます。

ここでは、裁判のように法律を適用し紛争を解決することよりも、当事者の対話を促進し、実情に応じた解決を図るということに力点が置かれることになります。

3 調停手続の手法

行政書士ADRセンター東京が実施する調停手続においては、上記のような調停手続の意義にかんがみ、以下のような手法が主として用いられます。

①対話の促進

～当事者の十分な対話の促進は、紛争解決の第一歩となります。

②問題点の抽出

～十分な話し合いの中から、紛争の解決の鍵となる問題点を抽出します。

③意見又は要求の明確化

～問題点ごとにお互いの意見や要求を明確にします。

④真意に基づく利害の調整

～十分な話し合いを通じて、お互いの真意が伝わり、これに基づく利害調整が的確に行われるよう努めます。



行政書士 ADRセンター 東京の特色

1 4つの専門分野を 定めています。

行政書士の専門的知見に即し、4ページ目でご案内する4つの専門分野を定めています。

2 紛争解決にふさわしい調停人を、 申込みに係る案件ごとに選任します。

専門的な経験と所定の研修・トレーニングを修了した調停人を、申込案件ごとに選任します。

3 あらかじめ調停手続についての 相談を実施します。

調停手続を実施する前の段階において、当センターにおける調停手続に関する相談と説明を行います。(無料)

4 弁護士の助言体制が 確保されています。

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第6条第5号の認証基準である弁護士の助言体制の確保については、日本行政書士会連合会と日本弁護士連合会との平成20年3月26日付基本合意書に添った形で、東京都行政書士会と東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会との協定書を締結して行っています。上記協定により、事案の性質に即して、弁護士が調停人として、あるいは助言者として調停手続に参加します。



行政書士ADRセンター東京で 取り扱う紛争の具体例 (例示)

I

外国人の職場環境・教育環境 に関する紛争



外国人に対する職場のハラスメント

東京都内の事業所に雇用されている外国人が、ハラスメントである旨を主張し、事業者に対し、謝罪及び慰謝料等の支払いを求める場合

外国人の職場での待遇についての不満

東京都内に事業所を有する事業者には雇用されている外国人が、宗教上の理由により事業者の指揮命令に従わなかったことを契機とする職場の配置転換等に関する不満から、事業者に対して慰謝料等の支払いを求める場合

外国人就学者に対するいじめ

東京都内の学校において、文化的価値観の相違などに基づく誤解、偏見等の原因により、いじめを受けた外国人就学者又はその保護者が、学校及び教員に対し、いじめの差止め及び慰謝料等の支払いを求める場合

外国人就学者に関する学校クレーム

東京都内の学校において、文化的価値観の相違などに基づく誤解、偏見等の原因によって、外国人就学者またはその保護者が、教員等に対して様々なクレームを申し立てた場合

II

自転車事故に関する紛争



自転車と自転車の衝突

東京都内において、自転車と自転車が衝突したことにより、一方の当事者が他方に対して損害賠償を求める場合

自転車と歩行者との衝突

東京都内において、自転車と歩行者が衝突したことにより、一方の当事者が他方に対して損害賠償を求める場合

自転車が引き起こした物損事故

東京都内において、自転車が歩行者の所持する物品、建造物等の外壁等に衝突したことにより、被害者が損害賠償を求める場合

注)「行政書士ADRセンター東京規則」第5条には、取り扱う紛争について、次のように定められています。

(ADRセンターで取扱う紛争)

第5条 ADRセンターで調停手続を実施する紛争は、次の各号に掲げるものとする。

一 東京都内に事業所を有する事業者(事業を行う個人を含む。)に雇用されている外国人(日本国籍を有しない者をいう。以下この号において同じ。)若しくは派遣労働者(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)」第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。)であってその派遣されている派遣先の

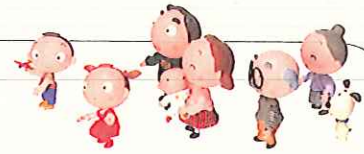
事業所が東京都内である外国人を一方又は双方の当事者とする宗教、慣習その他の文化的価値観の相違に起因して生じた当該事業所内における労働環境、職場環境に関する紛争及び東京都内の学校(「学校教育法(昭和22年法律第26号)」第1条に規定する学校並びに第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校をいう。)に在籍する外国人を一方又は双方の当事者とする宗教、慣習その他の文化的価値観の相違に起因して生じた教育環境に関する紛争

二 東京都内において発生した自転車(「道路交通法(昭和35年法律第105号)」第2条第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)の走行に起因する交通事故(同条第8号に規定する車両のうち自転車以外の

ものとの交通事故を除く。)に関する紛争

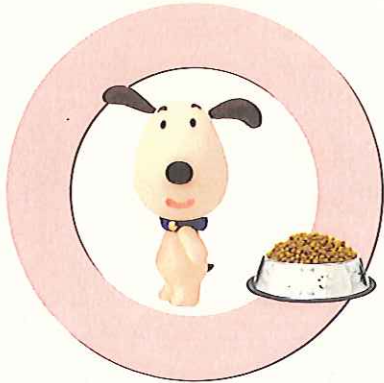
三 東京都内に住所又は居所を有する者が飼養する愛護動物(「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」第44条第4項に規定する愛護動物をいう。以下同じ。)による傷害事故、愛護動物の死傷、愛護動物に対する獣医療、愛護動物に起因する騒音その他の近隣問題、愛護動物の売買その他愛護動物に関する紛争

四 東京都内に所在する居住用建物賃貸借についての敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争



III

愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争



ペットによる噛みつき、引っかき事故

東京都内に住所を有する人が飼っているペットに噛み付かれたために怪我をした人が、その飼い主に対して損害賠償請求(慰謝料や治療費の請求、休業損害等)を求める場合

ペットが受けた噛みつき等の傷害事故

東京都内に住所を有する人が飼っているペットに、散歩中のペットが噛み付かれて傷を負ったため、被害を受けた飼い主が相手方に対して損害賠償請求(慰謝料や治療費の請求、休業損害等)を求める場合

ペットの医療事故(手術ミス、診断ミス)

東京都内に住所を有する人が飼っていたペットが病気にかかったので、動物病院で治療してもらったが、治療方法が誤っていたため病気が悪化したため、飼い主が動物病院に対して慰謝料等を請求する場合

血統書付きペットの売買のクレーム

血統書付きのペットを買った東京都内に住所を有する飼い主が、血統書が交付されないこと、または、約束の血統書ではないことなどを理由として、損害賠償等を求める場合

ペットの鳴き声をめぐる紛争

東京都内に住所を有する人が飼っているペットが深夜もほえるため、近隣の住民が、当該飼い主を相手として損害賠償等を求める場合

猫のえさやり紛争

東京都内に住所を有する人が野生の猫にえさをやり続けているために、その周辺にカラスが群生し、騒音や糞の害が派生したため、近隣住民が当該飼養者に対し、差止め等を求める場合



IV

居住用賃貸借物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争



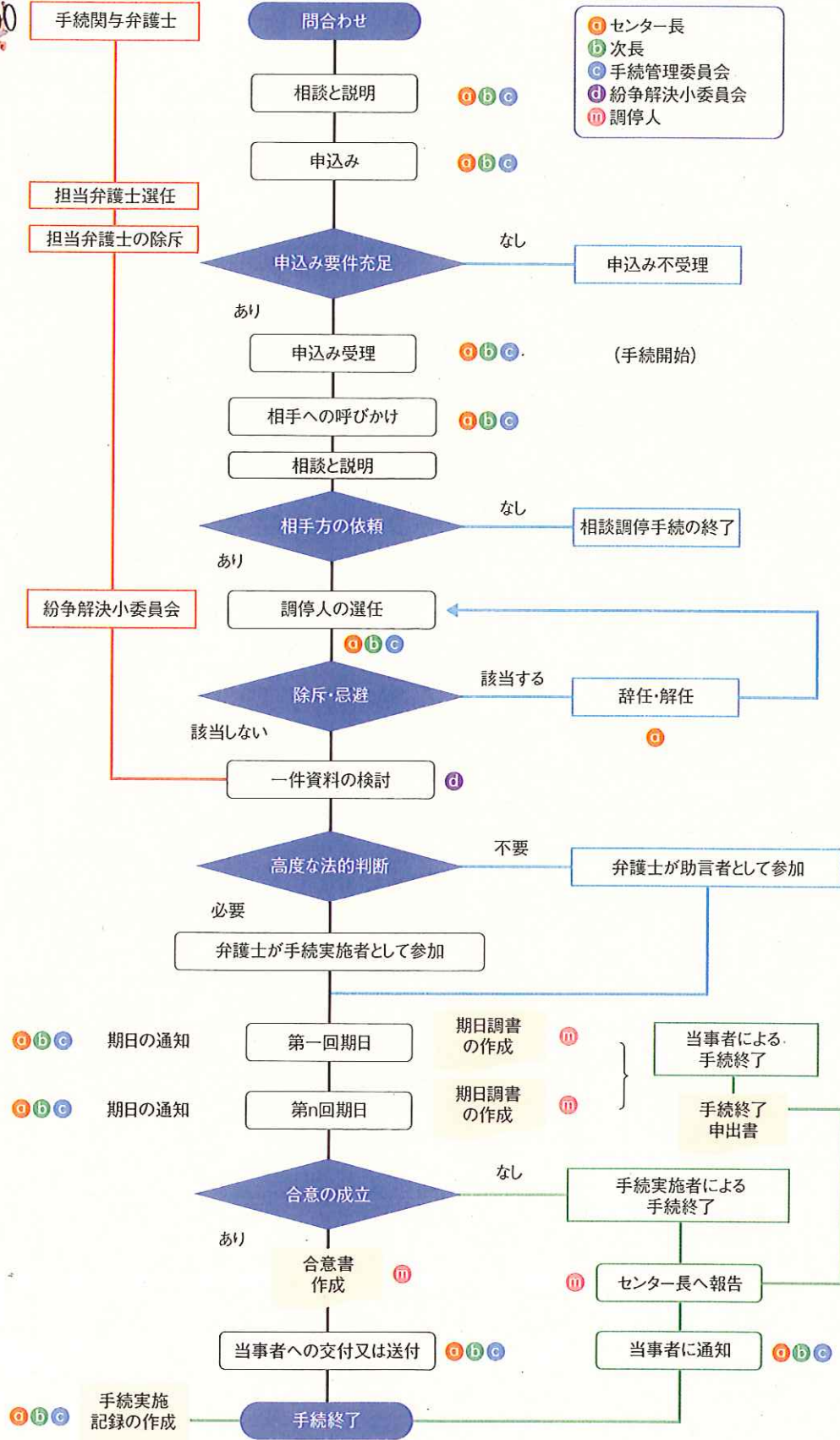
敷金清算に関する紛争

東京都内の居住用賃貸借物件の賃貸契約終了にともなう敷金の返還に際し、賃貸人と賃借人の敷金に対する解釈の違いなどにより引起こされる紛争

賃貸物件の原状回復費用に関する紛争

東京都内の賃貸物件の原状回復費用の負担割合に関する紛争

フロー図



●当センターにおける調停手続の実施に関する詳細は以下のとおりです。

- a) 運営主体：東京都行政書士会（所管）：ADR センター運営委員会
- b) 実施主体：運営委員会が選任した調停人
- c) 実施場所：東京都渋谷区南平台町15番1号
ライオンズマンション南平台201号
第一会議室、第二会議室、第三会議室
- d) 実施日：毎週 火曜日、木曜日、土曜日 午前10時から午後4時まで
（祝日・休日・年末・年始は休み）
- e) 実施方法：手続の進行（調停規程第8条から第38条）については、
左ページフロー図をごらんください。

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
（認証番号No.30）

●当センターにおいて、調停手続を利用するには、事前に相談を受けていただきます。

●当センターをご利用になるには、調停申込書や所定の資料を提出していただきます。

●当センターにおける費用は次のとおりです。

- ① 申込手数料3,600円及び第一回の期日手数料3,600円については、申込人が、申込みと同時に現金で当センターに納付していただきます。
- ② 第二回目以降の期日手数料については、当事者双方がそれぞれ平分して納付していただきます。
- ③ ①②にかかわらず、当事者は、合意により申込手数料及び期日手数料を分担することができます。



ACCESS



- ①徒歩：JR渋谷駅南口から歩道橋を渡って国道246号線を上り、コンビニ「LAWSON」2階。(徒歩約10分)
- ②バス：JR渋谷駅南口バスターミナル34番乗り場から東急バス「上町」行きに乗りし、1つ目の「道玄坂上」バス停で下車。(徒歩約3分)

行政書士ADRセンター東京 (ADRセンター)

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町15番1号

ライオンズマンション南平台201号

☎03-5489-7441

e-mail : adr@tokyo-gyosei.com

